

権利擁護システム研究所

所長 新 村 繁 文

1. 研究目的

判断能力に困難が伴う者への包括的権利擁護システムの構築が社会的要請になっているが、システム構築のあり方について、成年後見制度や日常生活自立支援事業、介護保険法制、障害者自立支援法制・虐待法制等を含めて、包括的に研究することを目的としている。

そして、その基礎的な作業として、各地の権利擁護関連諸機関・諸団体への調査活動と、権利擁護支援者養成に関連する実践的活動を目的とした。

2. 研究・教育活動

研究員各自が、それぞれの問題関心の下に、各地の権利擁護関連諸機関・諸団体への調査研究活動を実施した。

また、権利擁護支援者養成に関連する事業の一環として、例年通り、「福祉的支援を要する人の権利擁護とその方法」を、学類の「学際科目」および大学院の「特別研究」として主催した。